



熊地労審発第4号
令和8年2月25日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方労働審議会
会長 小葉 武史

熊本県和服裁縫業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年11月27日付け熊労発基1127第1号をもって諮問のあった標記について、令和8年2月5日専門部会を設け、以来2回にわたり慎重に審議を重ねたところ別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

部会長

高山 仁子

本田 悟士

山下 雅裕美

現 職

尚絅大学生生活科学部栄養科学科教授

弁護士

弁護士

家内労働者代表委員

田中 由紀子

乗富 あずさ

森田 操

一級和裁技能士、職業訓練指導員

連合熊本副会長

連合熊本副事務局長

委託者代表委員

安樂 美代子

池田 満頼

松本 武久

熊本商工会議所女性会会長

株式会社池田屋代表取締役

熊本県経営者協会事務局長

熊本県和服裁縫業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者 熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる仕立て方に応じ、1枚（帯にあつては1本）につき、右欄に掲げる金額

品 目	仕立て方	金 額
振りそで	あわせ	25,800 円
留めそで	比翼あわせ	28,600 円
訪問着		19,500 円
付け下げ	あわせ	17,400 円
喪服		15,800 円
	ひとえ	13,100 円
長着	あわせ	14,500 円
	ひとえ	8,200 円
羽織		12,900 円
道中着	あわせ	11,400 円
道行コート		15,700 円
雨コート	ひとえ	11,300 円
長じゅばん	無双ひとえ	9,300 円
名古屋帯	8寸まつり	3,700 円
	9寸しん入れ	5,100 円
袋帯	しん入れ	4,600 円
ゆかた	ひとえ	7,200 円

- 4 効力発生日
法定どおり